

(参考) 医療アラート及び感染警戒レベルに応じた対策の目安

1 医療アラートに応じた対策の考え方

アラート	対策の考え方
医療警報	社会経済活動の維持を前提とし、できる限りの感染防止対策を講じる
医療特別警報	感染の拡大が顕著である地域（市町村単位又は圏域単位）では社会経済活動を抑制して、感染防止に取り組む
医療非常事態宣言	全県で社会経済活動を抑制して感染防止に取り組む

2 対策の目安（あくまでも目安であり、その時々々の感染状況に応じて必要な対策を講じるため、下表の対策は実際の対策と異なる場合がある）

レベル	医療アラート未発出 ・ 医療警報	医療特別警報	医療非常事態宣言
レベル1	「新しい生活様式」の定着の促進	医療特別警報が発出されていることを踏まえ、基本的な感染防止対策のさらなる徹底などの要請等を検討	外出自粛・都道府県をまたいだ移動の自粛・分散登校の実施・施設に対する営業時間の変更・イベントの中止又は延期の検討の要請等、強力な措置の実施を検討
レベル2	住民に感染リスクが高まっていることを認識していただき、より慎重な行動を要請		
レベル3	ガイドラインの遵守の徹底の要請や有症状者に対する検査等の対策を強力に推進		
レベル4	ガイドラインを遵守していない施設等への訪問の自粛の要請等を検討	感染リスクの高い場面・場所への外出・移動の自粛の要請等を検討	
レベル5	感染リスクの高い場面・場所への外出・移動の際の注意喚起の実施を検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>重症化リスクの高い方等に対して外出自粛の要請等を検討</li> <li>感染の状況に応じて、施設に対する営業時間の変更やイベントの中止又は延期の検討の要請等を検討</li> </ul>	

なお、まん延防止等重点措置の公示や緊急事態宣言が発出された際は、感染の状況や国の基本的対処方針を踏まえた対策を実施する。まん延防止等重点措置の公示がされた圏域についてはレベル6とし、緊急事態宣言が発出された場合は、全ての圏域をレベル6とする。